

議会第1号

塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩尻市議会委員会条例（昭和36年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ中「市民交流センター」を「市民交流センター・生涯学習部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月19日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会
委員長 山口 恵子